

ワーケーション施設環境整備事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、ワーケーション施設環境整備事業費補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、都市部等に在住する企業人材等が本県でワーケーションを実施するためのワーケーション拠点施設を設置または運営する民間企業・団体等が、施設改修やワーケーションプログラムの新規開発等を行う経費を支援することで、都市部等からの新たな人の流れを創出し、継続的に地域と関わり応援する関係人口の拡大や地域活性化を図ることを目的として交付する。

(用語の定義)

第3条 この要綱において、次に掲げる用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) ワケーション 都市部等に在住する企業人材やフリーランス等が、普段の職場とは異なる場所で、テレワークや企業研修・会議等「仕事」を行いながら「休暇」と両立する柔軟な働き方をいう。
- (2) ワケーション拠点施設 インターネット等の情報通信ネットワーク等（公衆の無線通信は除く。）の設備が整備された、ワーケーション実践者が働くことのできる施設をいう。
- (3) ワケーションプログラム 本県のワーケーション拠点施設で本県ならではの環境や人材を生かした以下のワーケーション事業をいう。
 - ア 特別な体験と学びを提供する企業研修やチーム合宿型事業
 - イ 都市部等の企業人材と県内企業・NPO団体等が連携し新たなビジネス創出や地域課題解決に取り組む事業
 - ウ ワケーションモニターツアーや実証実験
 - エ その他知事が必要と認めた事業

(補助金の交付)

- 第4条 県は、第2条の目的の達成に資するため、別表の第1欄に掲げる事業（以下「補助事業」という。）を行う同表の第2欄に掲げる者に対し、予算の範囲内で本補助金を交付する。
- 2 本補助金の額は、補助事業に要する別表の第3欄に掲げる経費（以下「補助対象経費」という。）の額（仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と、当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額をいう。以下同じ。）を除く。）に、同表の第4欄に定める率（以下「補助率」という。）を乗じて得た額（同表の第5欄に定める額を限度とし、千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額とする。）以下とする。
 - 3 なお、鳥取県産業振興条例（平成23年鳥取県条例第68号）の趣旨を踏まえ、補助事業の実施に当たっては、県内事業者への発注に努めなければならない。

(交付申請の時期等)

- 第5条 本補助金の交付申請は、事業開始の20日前までに行わなければならない。
- 2 規則第5条の申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号及び様式第2号によるものとする。
 - 3 本補助金の交付を受けようとする者は、当該者が免税事業者、簡易課税事業者、特定収入割合が5パーセントを超えている公益法人等（消費税法別表第三に掲げる法人及び同法第2条第7項に規定する人格のない社団等）若しくは地方公共団体であるとき、又は仕入控除税額が明らかでないときは、前条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む補助対象経費の額に補助率を乗じて得た

額（以下「仕入控除税額を含む額」という。）の範囲内で交付申請をすることができる。

（交付決定の時期等）

第6条 本補助金の交付決定は、原則として、交付申請を受けた日から20日以内に行うものとする。

2 本補助金の交付決定通知は、様式第3号によるものとする。

3 知事は、前条第3項の規定による申請を受けたときは、第4条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む額の範囲内で交付決定をすることができる。この場合においては、仕入控除税額が明らかになった後、速やかに、交付決定に係る本補助金の額（変更された場合は、変更後の額とする。以下「交付決定額」という。）から当該仕入控除税額に対応する額を減額するものとする。

（承認を要しない変更）

第7条 規則第12条第1項の知事が別に定める変更は、補助事業ごとに次に掲げるもの以外の変更とする。

（1）本補助金の増額を伴う変更

（2）事業の目的に特に影響を及ぼすと認められる変更

2 第6条第1項の規定は、変更等の承認について準用する。

（実績報告の時期等）

第8条 規則第17条第1項の規定による報告（以下「実績報告」という。）は、次に掲げる日までに行わなければならない。

（1）規則第17条第1項第1号又は第2号の場合にあっては、補助事業の完了又は中止若しくは廃止の日から20日を経過する日

（2）規則第17条第1項第3号の場合にあっては、補助事業等の完了予定年月日の属する年度の翌年度の4月20日

2 規則第17条第1項の報告書に添付すべき同条第2項第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号及び様式第2号によるものとする。

3 本補助金の交付を受ける者（以下「補助事業者」という。）は、実績報告に当たり、その時点で明らかになっている仕入控除税額（以下「実績報告控除税額」という。）が交付決定額に係る仕入控除税額（以下「交付決定控除税額」という。）を超える場合は、補助対象経費の額からその超える額を控除して報告しなければならない。

4 補助事業者は、実績報告の後に、申告により仕入控除税額が確定した場合において、その額が実績報告控除税額（交付決定控除税額が実績報告控除税額を超えるときは、当該交付決定控除税額）を超えるときは、様式第4号により速やかに知事に報告し、知事の返還命令を受けて、その超える額に対応する額を県に返還しなければならない。

（財産の処分制限）

第9条 規則第25条第2項ただし書の期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数に相当する期間（同令に定めのない財産については、知事が別に定める期間）とする。

2 規則第25条第2項第4号の財産は、次のいずれかに該当するものとする。

（1）取得価格又は効用の増加価格が100千円以上の機械及び器具

（2）その他交付目的を達成するため処分を制限する必要があるものとして知事が別に定めるもの

3 第6条第1項の規定は、規則第25条第2項の承認について準用する。

（雑則）

第10条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、輝く鳥取創造本部長が別に定める。

附 則
この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表（第4条関係）

1 補助事業	2 事業実施主体	3 補助対象経費	4 補助率	5 補助限度額
<p>民間企業等が、設置または運営する既存のワーケーション拠点施設で都市部の企業人材等の本県でのワーケーション実施や地域活性化を推進するための次のいずれかの事業。</p> <p>(1) 施設改修（新築、増築は含まない。）</p> <p>(2) 2泊3日以上のワーケーションプログラムの開発、モニターツアーの実施</p> <p>※次は対象外とする</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 宗教的または政治的意図を有する事業 ・ 社会通念上の良識に反する行為又は違法な行為を伴う事業 ・ 補助対象事業について国又は県から他の補助等の交付を受けている事業 	<p>民間企業、団体、NPO等（法人格を持たない場合は、規約等に代表者の定めがあること）</p> <p>※公の施設設置者から委託を受けて既存施設の運営管理を行う者を除く。</p>	<p>補助事業の実施に要する経費のうち次に掲げる経費とする。なお、特定の個人や個別企業に対する給付及びそれに類する経費、食糧費（食事代）等、交付対象として不相当と認められる経費は対象としない。</p> <p>(1) 施設改修 施設改修費（施設の改修（新築、増築は含まない）、1件10万円以上の備品購入に要する経費、電気通信事業法第2条第2号に規定する電気通信設備の改修に要する経費。）</p> <p>(2) ワーケーションプログラムの開発、モニターツアーの実施 補助事業を実施するために必要な謝金、消耗品費、広告宣伝費、印刷製本費、使用料、県内宿泊費、県内移動費、その他、県が事業実施に必要と認める経費</p>	<p>1 / 2</p>	<p>(1) 施設改修 1,000千円</p> <p>(2) プログラム開発等 500千円</p>

※委託費については県内事業者が実施したものに限り。ただし、止むを得ない事情で県内事業者への発注が困難と県が認めた場合については、この限りでない。

様式第1号（第5条、第8条関係）

ワーケーション施設環境整備事業費補助金事業計画（報告）書

1 実施主体の概要

事業者名			
住 所	〒		
代表者職・氏名		担当者名	
連 絡 先	電話：	ファクシミリ：	
	メールアドレス：		

2 事業計画

区 分	内 容
事業の分類	※いずれかに○をすること。 1 施設改修 2 2泊3日以上ワーケーションプログラムの開発、モニターツアーの実施
事業の名称	
事業の目的	
事業実施期間	年 月 日 ～ 年 月 日
事業実施場所	※モニターツアー実施の場合、関係する施設等について記載すること。
事業内容	※具体的な取組内容を記載すること。
事業実施体制	
事業成果 (報告時に記載)	
拠点施設利用者 誘客目標数	人/年 (現在の利用者数) 人/年

3 他の補助金の活用の有無

(1) 活用の有無

[有 ・ 無]

※他の補助金の活用の有無について、「有」、「無」のいずれかに○をしてください。

(2) 活用補助金の概要

補助金名	
事業内容	
補助金に係る問い合わせ先	

※「有」の場合は、活用する補助金名やその事業内容、当該補助金に係る問い合わせ先（補助金を所管している部署名や団体名及び連絡先）を記載してください。

4 消費税の取り扱い

[・ 一般課税事業者 ・ 簡易課税事業者 ・ 免税事業者
・ 特定収入割合が5%を超えている公益法人等 ・ 地方公共団体
・ 仕入控除税額が明らかでない一般課税事業者]

※いずれかに○をしてください。

5 添付書類

(1) 事業計画申請時

- ア 事業実施主体の概要が把握できる資料（規約、構成員の所属、氏名、役割等）
- イ 補助事業の事業内容に関するもの（計画書など）

(2) 事業実績報告時

- ア 領収書等の経費を支出したことが分かる書類の写し
- イ 補助事業の実施結果に関するもの（図面及び写真、報告書や成果物など）

様式第2号（第5条、第8条関係）

ワーケーション施設環境整備事業費補助金収支予算（決算）書

1 収入

(単位：円)

区分	本年度予算額 (A)	本年度決算額 (B)	差引増減額 (B - A)	摘要
本補助金				
合計				

2 支出

(単位：円)

区分	本年度予算額 (A)	本年度決算額 (B)	差引増減額 (B - A)	摘要
合計				

様

鳥取県知事



ワーケーション施設環境整備事業費補助金交付決定通知書

年 月 日付の申請書（以下「申請書」という。）で申請のあったワーケーション施設環境整備事業費補助金（以下「本補助金」という。）については、鳥取県補助金等交付規則（昭和平成32年4月鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第6条第1項の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定したので、規則第8条第1項の規定により通知します。

記

1 対象事業

本補助金の対象事業は、事業計画書に記載されているとおりとする。

2 交付決定額等

本補助金の算定基準額及び交付決定額は、次のとおりとする。ただし、対象事業の内容が変更された場合におけるそれらの額については、別に通知するところによる。

(1) 算定基準額	金	円
(2) 交付決定額	金	円

3 交付額の確定

本補助金の額の確定は、補助対象経費の実績額について、ワーケーション施設環境整備事業費補助金交付要綱（令和6年 月 日付第202400003959号鳥取県輝く鳥取創造本部長通知）（以下「要綱」という。）第4条第2項及び第6条第3項の規定を適用して算定した額と、前記2の(2)の交付決定額（変更された場合は、変更後の額とする。）のいずれか低い額により行う。

4 補助規程の遵守

本補助金の收受及び使用、補助事業の遂行等に当たっては、規則及び要綱の規定に従わなければならない。

年 月 日

鳥取県知事 様

住 所

申請者 氏 名

（団体にあっては、名称及び代表者の氏名）

ワーケーション施設環境整備事業費補助金事業仕入控除税額確定報告書

年 月 日 第 号により交付決定のあった、ワーケーション施設環境整備事業費補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額について、次のとおり報告します。

1 交付された補助金等の額の確定額

金 円

2 消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額

金 円

3 補助金の額の確定までに減額した仕入控除税額

金 円

4 補助金返還額（2から3の額を差し引いた額）

金 円

5 添付資料

- （1）消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の積算方法や積算内訳等を記載した書類
- （2）課税期間分の消費税及び地方消費税の確定申告書（写し）
- （3）課税売上割合・控除対象仕入れ税額等の計算表（写し）

様式第4号 別紙 (第8条関係)

消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の積算方法や積算内訳等を記載した書類

- 1 法人名
- 2 法人住所
- 3 代表者職氏名
- 4 補助事業名
- 5 補助金額
- 6 当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額
- 7 6の計算方法や積算の内訳

(1) 補助対象経費 (補助金の使途) の内訳

区	分	課税仕入れ			非課税仕入れ	合計
		課税売上 対応分	非課税売上 対応分	共通対応分		
経 費 の 内 訳						

(2) 課税売上割合 %

(3) 補助金に係る仕入控除税額の計算方法